【ご注意ください】定款変更の認証申請を検討される方へ

■ 活動の種類または事業を変更する場合について

- ☑ 「活動の種類」または「事業」を変更する場合は、定款の変更の日(=定款変更の 認証日)の属する事業年度及びその翌事業年度の事業計画書と活動予算書の提出が必 要です(特定非営利活動促進法第25条第4項)。
- ☑ 定款の変更の日とは、総会の日ではなく認証日です。定款変更の認証申請を最初に提出してから認証までに2~3ヶ月を見込んでください。そのため、事業年度の終盤の時期に申請されると、提出対象となる2事業年度が、当初思っていた年度と変わってしまう場合があります。事業年度の終わり頃に申請を予定する場合は、あらかじめ県民生活課にご相談ください。
- ☑ 所轄庁の認証が必要な定款変更は、認証を受けなければ効力を生じません(特定非営利活動促進法第25条第2項)。新規事業を開始する場合は、日程に余裕を持って申請してください。
- ☑ 官公庁の許認可が必要な事業の場合は、定款にどのように事業名を記載すればよいのかを許認可元の官公庁にあらかじめご確認ください。
- ☑ <u>事業計画書と活動予算書は、相互の記載に矛盾が生じないよう留意して作成</u>してください。(詳細は次ページをご覧ください)

■ 定款変更を議決した総会の議事録のコピーについて

- ☑ 定款変更するには、定款に特別な定めがある場合を除き、社員総数の 1/2 以上が出席する総会で、出席者の 3/4 以上の多数により議決しなければなりません (特定非営利活動促進法第 25 条第 2 項)。議事録では以下の点に注意してください。
 - ・社員総数と出席者数の両方を記載してください。
 - ・定款の変更について、出席者の3/4以上の承認が得られたことがわかるよう記載してください。(「全会一致で承認」「出席者の3/4以上の承認があり可決」など)
- ☑ 「活動の種類」または「事業」を変更する場合は、前述のとおり定款の変更の日の属する事業年度及びその翌事業年度の事業計画書と活動予算書の提出が必要です。 定款で「事業計画及び予算」を総会の権能としている法人の場合は、提出する2事業年度分の事業計画書と活動予算書をいずれも総会で議決し、議事録に記載してください。

■ 変更後の定款について

- ☑ 原本証明やページごとの割印は不要です。
- ☑ 新しい定款はスキャナーで読み取りをしてインターネットで公表しますので、袋と じはご遠慮ください。

事業計画書と活動予算書について

